別表六の二(十七)付表の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加える。

別表六の二(十七)の表中「連結所得の金額（別表四の二「52の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」に改める。

別表六の二(十七)の表中「連結所得の金額（別表四の二「52の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「）第68条の12第２項、第３項若しくは第５項」を「）第68条の12第２項、第３項又は第５項」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第２項、第３項若しくは第５項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)」を加える。

別表六の二(十七)付表の記載要領第１号中「第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第２項若しくは第３項」を「第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第２項」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第２項若しくは第３項（事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加える。

別表六の二(十一)の表中「連結所得の金額（別表四の二「52の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加える。

別表六の二(十一)付表の表中「措法第42条の９第１項の表の各号の該当号」を「措法第42条の９第１項の表の各号の該当号（旧措法第42条の９第１項の表の各号の該当号）」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成24年旧措置法」という。)第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　平成24年旧措置法第68条の13第１項の規定の適用を受ける場合には、「(1)」の欄の上段に「(旧法)」と記載すること。

別表六の二(十二)の表中「当期分の特別控除額 (17)－(18)」を「当期繰越税額控除額 (17)－(18)」に、「連結所得の金額（別表四の二「52の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「45の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「49の②」）」